

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里 1 3 5 0 番地 1

氏 名 株式会社 藤谷
代表取締役 伊藤 博人 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 7 (2025) 年 5 月 1 日
許可の有効年月日 令和 1 2 (2030) 年 4 月 3 0 日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、家畜ふん尿、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 18 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 1 2 年 5 月 1 日 新規許可

平成 1 7 年 5 月 1 日 更新許可

平成22年 5月 1日 更新許可

平成27年 5月 1日 更新許可

令和 2年 5月 1日 更新許可

令和 7年 5月 1日 更新許可

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

WEB 公開用

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏名 株式会社 藤谷

代表取締役 伊藤 博人

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項



茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日

令和6年11月29日

許可の有効年月日

令和11年10月30日

- 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）
積替え保管を除く：燃え殻(*7)、汚泥(*3)(*5)(*7)、廃油(*5)、廃酸(*5)(*7)、廃アルカリ(*5)(*7)、廃プラスチック類(*2)(*4)(*5)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*2)(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*2)(*4)(*5)、鋳さい(*7)、がれき類(*4)、ばいじん(*7) 以上16種類

(※) 記載品目については、(*2) 自動車等破砕物を含む、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*7) 水銀含有ばいじん等を除く

- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし。

- 許可の条件
特になし。

- 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
令和元年10月31日	新規許可		
令和6年11月29日	更新許可		
令和7年4月22日	変更届（代表者の変更）		
	以下余白		

- 積替え許可の有無 ~~有~~・無
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
市名 許可番号

- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1
名称 株式会社藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和7年5月21日

許可の有効年月日 令和12年5月8日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 18種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成12年5月9日 新規許可
令和7年5月21日 更新許可

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
無

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類		取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	
		取扱う品目	限定がある場合 その内容	取扱う品目	無 積替え・保管を行う産業廃棄物の種類 限定がある場合 その内容
1	燃え殻	○		—	
2	汚泥	○		—	
3	廃油	○		—	
4	廃酸	○		—	
5	廃アルカリ	○		—	
6	廃プラスチック類	○		—	
	自動車等破砕物	—		—	
7	紙くず	○		—	
8	木くず	○		—	
9	繊維くず	○		—	
10	動植物性残さ	○		—	
11	動物系固形不要物	○		—	
12	ゴムくず	○		—	
13	金属くず	○		—	
	自動車等破砕物	—		—	
14	ガラスくず等	○		—	
	自動車等破砕物	—		—	
15	鋳さい	○		—	
16	がれき類	○		—	
17	動物のふん尿	○		—	
18	動物の死体	—		—	
19	ばいじん	○		—	
20	産業廃棄物処理物	—		—	
21	輸入廃棄物	—		—	

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含まない	—
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含まない	—

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。
 ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くずのこと。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

許可番号 02100068685

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏 名 株式会社藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県西濃県事務所長



許可の年月日 令和 7年 3月31日

許可の有効年月日 令和12年 3月30日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、銧さい、ばいじん

以上 16種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年	3月31日	産業廃棄物収集運搬業許可（新規）
平成13年	3月23日	産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成16年	5月6日	産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成17年	3月31日	産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成19年1	1月6日	産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成22年	3月31日	産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成24年	4月20日	産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
平成27年	3月31日	産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成30年	5月1日	産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
令和 2年	3月31日	産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
令和 7年	3月31日	産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
令和 7年	4月22日	産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

WEB 公開用

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏 名 株式会社 藤谷 代表取締役 伊藤 博人

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣



許可の年月日 令和7年9月11日

許可の有効年月日 令和12年9月10日

1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)

積替え・保管の有無 なし

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鋳さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん

以上16種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5. 積替え許可の有無 有 ・ (無)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成 27 年 9 月 11 日 第 04500068685 号 平成 30 年 4 月 23 日 令和 2 年 9 月 11 日 第 04500068685 号 令和 6 年 7 月 29 日 令和 7 年 4 月 28 日 令和 7 年 9 月 11 日 第 04500068685 号 令和 7 年 10 月 3 日	新規許可 変更届：住所、事務所、事業場の変更 更新許可 変更届：事務所及び事業場の変更 変更届：代表者の変更 更新許可 変更届：事務所及び事業場の変更 以下余白

(別記)

1 事務所及び事業場の所在地

[事務所] 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

電話番号:0584-68-3077

[事務所] 大分県大分市中央町四丁目2番5号ソレイユ6階

[事業場] 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

電話番号:0584-68-3077

[事業場] 岐阜県安八郡輪之内町里1349番地1

2 特記事項

県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」(平成4年10月26日定め)を遵守すること。



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏 名 株式会社藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇 隆俊



許可の年月日 令和4年1月5日

許可の有効年月日 令和9年1月4日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

①燃え殻

②汚泥

③廃プラスチック類

④紙くず

⑤木くず

⑥繊維くず

⑦動植物性残さ

⑧ゴムくず

⑨金属くず

⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

⑪鉱さい（鑄物廃砂に限る。）

⑫がれき類

以上12種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成19年1月5日：当初許可
平成24年1月12日：更新許可
平成29年1月24日：更新許可
令和4年1月5日：更新許可
令和7年5月29日：代表者の変更に伴う許可証の書換え

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 名 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1
株式会社藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 木村 敬



許可の年月日 令和5年（2023年）7月24日

許可の有効年月日 令和10年（2028年）7月23日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—	—	—	—
汚泥	—	—	—	—	—
廃油	—	—	—	—	—
廃酸	—	—	—	—	—
廃アルカリ	—	—	—	—	—
廃プラスチック類	—	○	—	—	—
紙くず	—	—	—	—	—
木くず	—	—	○	—	—
繊維くず	—	—	—	—	—
動植物性残さ	—	—	—	—	—
ゴムくず	—	—	—	—	—
金属くず	—	—	—	—	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○	—	—	—
銧さい（鋳物廃砂に限る。）	—	—	—	—	—
がれき類	—	○	—	—	—
ばいじん	—	—	—	—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成25年（2013年）7月24日付けで新規許可

- (2) 平成30年(2018年)4月20日付けの変更届出により住所変更(旧住所:岐阜県安八郡輪之内町里字鍋弦375番地1)
- (3) 平成30年(2018年)6月29日付けで更新許可
- (4) 令和5年(2023年)7月3日付けで更新許可
- (5) 令和7年(2025年)4月18日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:伊藤 康博)

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

WEB 公開用

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1
氏名 株式会社 藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎 英彦



許可の年月日 令和5年6月19日
許可の有効年月日 令和10年6月18日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鋸さい、がれき類及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、廃プラウン管、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含み、鉛蓄電池の電極、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年5月17日 更新許可
令和7年4月22日 氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号 03700068685

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏名 株式会社 藤谷

代表取締役 伊藤 博人

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 池田 豊人



許可の年月日 令和7年9月11日

許可の有効年月日 令和12年9月10日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無: 積替え又は保管を含まず。

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残さ⑪ゴムくず⑫金属くず⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑭鋳さい⑮かれき類⑯ばいじん(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。) 以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余白

3. 許可の条件

余白

4. 許可の更新又は変更の状況

余白

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下 余白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏 名 株式会社藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和5年(2023年)4月3日
許可の有効年月日 令和10年(2028年)4月2日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（以上3品目については、自動車等破砕物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類及びばいじん
以上16種類（石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和5年4月3日 更新許可
令和7年4月22日 変更届 代表者の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏名 株式会社藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年 9月 7日

許可の有効年月日 令和 8年 6月12日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻
汚泥
廃油
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック類(*)
紙くず
木くず
繊維くず
動植物性残さ
ゴムくず
金属くず
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)
鉱さい
がれき類(*)
ばいじん
以上16種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成23年 6月13日	指令産廃第7-20号	新規許可
平成28年 7月12日	指令産廃第9-234号	更新許可
平成30年 4月23日	-	変更届（住所）
令和 3年 9月 7日	指令産廃第9-420号	更新許可
令和 7年 4月22日	-	変更届（代表者）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

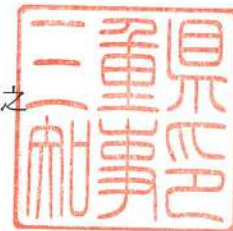
(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1
氏 名 株式会社藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和7年8月18日
許可の有効年月日 令和12年6月19日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、
廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)、
銧さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、
ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上16種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 6月20日	新規許可	平成27年 6月20日	更新許可
平成17年 6月20日	更新許可	令和 2年 7月31日	更新許可
平成21年 6月 8日	変更許可		
平成22年 6月20日	更新許可		

5. 積替え許可の有無

無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無



許可番号 第03500068685号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1
氏 名 株式会社藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣政



許可の年月日 令和 5年 4月 23日

許可の有効年月日 令和 10年 4月 22日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん

(これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上16種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5年 4月 23日 更新許可

令和 7年 4月 22日 変更届 (変更事項: 代表者 (変更前: 伊藤 康博))

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏名 株式会社藤谷

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事

長崎 幸太郎



許可の年月日 令和8年1月17日

許可の有効年月日 令和13年1月16日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん 以上16種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。
積替え保管の有無	無し 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成23年 1月17日	新規許可
令和 8年 2月 9日	許可の更新

5 積替え許可の有無 無し

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無し



許可番号 第 02501068685 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏 名 株式会社藤谷
代表取締役 伊藤博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造



許可の年 月 日 令和 7 年 7 月 17 日

許可の有効年月日 令和 12 年 7 月 16 日

1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

産業廃棄物の種類

燃え殻／汚泥（無機性汚泥に限る。）／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙くず
／木くず／繊維くず／動植物性残さ／ゴムくず／金属くず／ガラスくず／コンクリートくず（
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／鋳さい／工作物
の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物／ばいじ
ん
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（以上 16項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 12 年 7 月 17 日	新規許可
令和 2 年 7 月 17 日	更新許可
令和 7 年 5 月 1 日	氏名の変更
令和 7 年 7 月 17 日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1
氏 名 株式会社藤谷
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 伊藤博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和6年7月19日
許可の有効年月日 令和11年7月18日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ
以上16種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	令和元年7月19日	
更新許可	令和6年7月19日	
変更届出	令和7年4月22日	法人の代表者を「伊藤康博」から「伊藤博人」に変更

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏名 株式会社藤谷

法人にあっては名称
及び代表者の氏名

代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治



許可の年月日

令和3年7月6日

(初回許可年月日 平成23年6月29日)

許可の有効年月日

令和8年6月28日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1）、紙くず、木くず、

繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、

ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1）、鉱さい、がれき類（※1）、ばいじん

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は

水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年4月21日 変更届出（変更前：伊藤 康博、変更後：伊藤 博人）

令和3年7月6日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏 名 株式会社 藤谷

代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 鈴木 康友



許可の年月日 令和 3年 7月20日

許可の有効年月日 令和 8年 7月19日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鉱さい、ばいじん

以上 13品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年	7月20日	新規許可
平成23年	7月20日	更新許可
平成28年	7月26日	更新許可
令和 3年	6月17日	更新許可
令和 7年	4月 1日	代表者変更

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号第 01707068685 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里 1 3 5 0 番地 1

氏 名 株式会社藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 馳

浩



許 可 の 年 月 日 令和 4 年 8 月 2 1 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 9 年 8 月 2 0 日

1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻^{*1}

汚泥^{*1}

廃プラスチック類^{*2}

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず^{*2}

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず^{*2}

がれき類

(^{*1}: 水銀含有ばいじん等であるものを除く。)

(^{*2}: 自動車等破砕物であるものを除く。)

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上 1 0 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げること

ができる高さ

な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 1 9 年 8 月 2 1 日 新 規 平成 2 4 年 8 月 2 1 日 更 新

平成 2 9 年 8 月 2 1 日 更 新 令和 4 年 8 月 2 1 日 更 新

令和 7 年 4 月 2 1 日 変更届 (代表者の変更)

5. 積替え許可の有無

無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

無

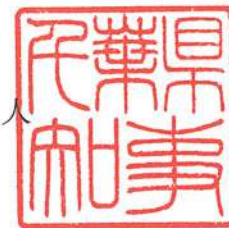
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏 名 株式会社 藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和5年5月22日

許可の有効年月日 令和10年5月21日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、エ 紙くず、オ 木くず、カ 繊維くず、キ 動植物性残さ、ク ゴムくず、ケ 金属くず（自動車等破砕物を除く）、コ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、サ 鋳さい、シ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成20年5月22日	新規許可
令和5年5月22日	更新許可
令和7年4月22日	変更届（代表者変更, 役員変更）

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第02700068685号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏 名 株式会社藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和4年7月11日

許可の有効年月日 令和9年7月10日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 燃え殻
- 汚泥
- 廃油
- 廃酸
- 廃アルカリ
- 廃プラスチック類
- 紙くず
- 木くず
- 繊維くず
- 動植物性残さ
- ゴムくず
- 金属くず
- ガラスくず
- 鉱さい
- がれき類
- ばいじん

石綿含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品産業廃棄物を除く

水銀含有ばいじん等を除く

以上16種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成19年7月11日 当初許可

令和4年7月1日 更新許可

令和7年5月1日 書換交付

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏名 株式会社藤谷

代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞

許可の年月日 令和4年9月12日

許可の有効年月日 令和9年9月11日



1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）、ガラスくず等（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含む）、鋳さい、がれき類、ばいじん

（以上16種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。
含む：石綿含有産業廃棄物 含まない：水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管行為を含まない。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年9月12日 産業廃棄物収集運搬業許可

令和4年9月12日 産業廃棄物収集運搬業更新許可

5. 積替え許可の有無

有・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏 名 株式会社藤谷 代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾



許可の年月日 令和 4年11月24日

許可の有効年月日 令和 9年11月23日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、
がれき類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上16種類（積替え・保管行為を含まない。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う
産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件 無

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年11月24日 新規許可

令和 4年11月24日 更新許可

令和 7年 4月22日 変更届出（代表者の変更）

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 2009068685

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1
氏名 株式会社藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿部 守



許可の年月日 令和7年9月28日

許可の有効年月日 令和12年9月27日

1 事業の範囲

取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破砕物
燃え殻	-	-	-	-	-
汚泥	-	-	-	-	-
廃油	-	-	-	-	-
廃酸	-	-	-	-	-
廃アルカリ	-	-	-	-	-
廃プラスチック類	-	○	-	-	-
紙くず	-	-	-	-	-
木くず	-	-	-	-	-
繊維くず	-	-	-	-	-
動植物性残さ	-	-	-	-	-
ゴムくず	-	-	-	-	-
金属くず	-	-	-	-	-
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-	○	-	-	-
鉱さい	-	-	-	-	-
がれき類	-	○	-	-	-
ばいじん	-	-	-	-	-

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
・平成17年9月28日 新規許可
・令和7年9月28日 更新許可

5 県内の政令市における積替え許可の有無 有 ・ 無
市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 (有) ・ 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1
氏 名 株式会社藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和7年8月25日
許可の有効年月日 令和12年8月24日

1. 事業の範囲
別紙のとおり
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし
3. 許可の条件
なし
4. 許可の更新又は変更の状況
令和7年9月3日 更新許可
5. 積替え許可の有無
鳥取市 有 ・ 無
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	燃え殻	—
(2)	汚泥	—
(3)	廃油	—
(4)	廃酸	—
(5)	廃アルカリ	—
(6)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	—
(7)	紙くず	—
(8)	木くず	—
(9)	繊維くず	—
(10)	動植物性残さ	—
(11)	ゴムくず	—
(12)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	—
(13)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	—
(14)	がれき類	—

・以上14品目、いずれも特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。
 ・(6)、(13)及び(14)にあつては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

(備考)

- ・「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

WEB 公開用





許可番号 03200068685

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

名称 株式会社 藤谷

代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 令和6年5月30日

許可の有効年月日 令和11年5月29日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉦さい、がれき類、ばいじん 以上16品目、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1)平成26年5月30日新規許可
- (2)令和6年5月20日更新許可
- (3)代表者の変更により令和7年4月24日書換え交付

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無

松江市の区域に係る積替え許可無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無



産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏名 株式会社藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 4月 9日

許可の有効年月日 令和 9年 4月 8日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん
(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(以上16種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 24年 4月 9日 新規許可
令和 4年 4月 9日 更新許可 第2回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏名 株式会社藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 令和 4年 3月 19日

許可の有効年月日 令和 9年 3月 18日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、鋳さい(水銀含有ばいじん等を除く)、工
作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く)

※水銀使用製品産業廃棄物を除く 以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成19年	3月19日	新規許可、
平成19年	10月31日	変更届(社名・代表者)、
平成24年	3月19日	更新許可、
平成27年	2月26日	変更許可(油、酸、ア、ばの追加)、
平成29年	3月19日	更新許可、
平成30年	4月23日	変更届(住所)、
令和 4年	3月19日	更新許可、
令和 7年	4月21日	変更届(代表者)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1
氏名 株式会社藤谷
(法人にあっては、名称 代表取締役 伊藤 博人
及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 新田 八朗



許可の年月日 令和4年8月27日

許可の有効年月日 令和9年8月26日

1. 事業の範囲

収集運搬（積替え・保管を除く。）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、
がれき類、ばいじん

(これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、
水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、水銀含有ばいじん等であるものを除き、
特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(以上16種類)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年8月27日	収集運搬	【新規許可】	許可番号	1604068685
平成19年8月27日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	1609068685
平成23年9月8日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	01609068685
平成24年8月27日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01604068685
平成29年8月27日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01609068685

5. 積替え許可の有無

無

(2枚中1枚目)

(記載事項の変更 令和7年5月8日 再交付)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
無

備考

- 1 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
- 2 この許可の効力は富山県の全域に及ぶ。

(2枚中2枚目)

(記載事項の変更 令和7年5月8日 再交付)

WEB 公開用

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

氏 名 株式会社藤谷 代表取締役 伊藤 博人
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 7年3月28日
令和12年3月27日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類、ばいじん以上16種類

(自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物を含む。)

(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

(1) 平成12年 3月28日 新規許可

(2) 平成17年 3月28日 更新許可

(3) 平成19年12月 7日 再交付

・名称および代表者の氏名の変更

(4) 平成20年 4月 8日 変更許可

・取り扱う産業廃棄物の種類に汚泥、繊維くず、鉱さいを追加

(5) 平成22年 3月28日 更新許可

(6) 平成23年 8月12日 変更許可

・取り扱う産業廃棄物の種類に廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ばいじんを追加

(7) 平成27年 3月28日 更新許可

(8) 平成30年 5月 2日 再交付

・住所の変更、取り扱う産業廃棄物の種類に（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。）を追記

(9) 令和 2年 3月28日 更新許可

(10) 令和 7年 3月28日 更新許可

(11) 令和 7年 5月26日 再交付
・代表者の氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無
市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

WEB 公開用

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1
氏名 株式会社藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 6 年 7 月 8 日
許可の有効年月日 令和 11 年 7 月 7 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上16品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成26年7月 8日 更新許可
令和 元年7月 8日 更新許可
令和 6年7月 8日 更新許可
令和 7年4月22日 変更届出により代表者の変更
以下余白

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
市名 許可番号
以下余白

（以下裏面に記載）

(裏面)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ (無)

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

WEB 公開用





許可番号 第 02801068685 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地 1

氏 名 株式会社藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋 藤 元 彦



許可の年月日 令和 4 年 3 月 29 日

許可の有効年月日 令和 9 年 3 月 28 日

1. 事業の範囲

事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を含まない）

取扱産業廃棄物の種類

1. 燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く）
2. 汚泥（水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）
3. 廃油
4. 廃酸（水銀含有ばいじん等を除く）
5. 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く）
6. 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）
7. 紙くず
8. 木くず
9. 繊維くず
10. 動植物性残さ
11. ゴムくず
12. 金属くず
13. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）
14. 鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く）
15. がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
16. ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く）

以上 16 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成14年3月29日	新規許可	
平成19年3月29日	更新許可	
平成24年3月29日	更新許可	
平成24年5月14日	変更許可	（取扱産業廃棄物の追加）
平成29年3月29日	更新許可	
令和4年3月29日	更新許可	

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

令和7年4月28日 書換え交付申請により書換え

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡輪之内町里1350番地1

名 称 株式会社藤谷
代表取締役 伊藤 博人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 宮 崎



許 可 の 年 月 日 令和 4年 6月25日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 9年 6月24日

1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

- | | |
|-------------|------------|
| 1) 燃え殻 | 9) 繊維くず |
| 2) 汚泥 | 10) 動植物性残さ |
| 3) 廃油 | 11) ゴムくず |
| 4) 廃酸 | 12) 金属くず |
| 5) 廃アルカリ | 13) ガラスくず |
| 6) 廃プラスチック類 | 14) 鋳さい |
| 7) 紙くず | 15) がれき類 |
| 8) 木くず | 16) ばいじん |

水銀使用製品産業廃棄物を含まない。

取扱産業廃棄物のうち、水銀含有ばいじん等が含まれるもの
なし

取扱産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物が含まれるもの
6) 13) 15)

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成24年 6月25日 新規許可
令和 4年 6月25日 更新許可
平成29年 6月25日 更新許可

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無